

### 相川診療所で「無料低額診療事業」開始

相川診療所では、2017年4月から「無料低額診療事業」（以下、無低診）を開始することになりました。「無低診」は、社会福祉法の規定に基づき医療機関が生活困難者のために無料または低額な料金で診療所を行う事業です。相川診療所では、昨年7月〜9月の間に5名の無保険の方が立て続けに受診されるということがありました。お一人ずつお話を伺い、対応を行いました。それぞれの患者さんの事情はどれも深刻で、様々な手立てを使ってもその時のベストを尽くしてきましたが、患者さん側の費用負担と医療機関側の未収金の問題は残されたままでした。

このような状況の中、相川診療所も加盟する全日本民医連の呼びかけに応じて「無低診」取得への検討と準備が進められ今年の4月1日付で大阪府から「無低診」実施の認可がされました。

この制度はお金がないために受診を手控えておられる方を対象として、医療機関が規定を作り、受診時の一部負担金（窓口で支払うお金）の全額もしくは一部を一定期間免除・減免する制度です。相川診療所では、収入で生活保護基準の15%未満の方について最大12か月間免除・減免することを決めました。これには、収入状況などお伺いし申請書を作成する必要があります。それぞれの患者さんの生活を成り立たせるための一時的な支援ですが、会員のみなさんに知らせていただき、相談に訪れていただきたいと思っています。

相川診療所は、地域の拠り所となる医療機関を目指しています。今後とも相川診療所をよろしくお願いします。

### 伝言板

#### 無料法律相談

4月20日（木） 昼1時 民商會館  
北大阪総合法律事務所の弁護士が対応します。相談を希望される方は事前に予約をして下さい。

#### 国保・住民税・国税の減免・分納相談会

4月24日（月） 昼1時30分 市役所ロビー集合  
相談を希望される方は、事前に事務局に連絡してください。

#### （吹田市の補助金制度）ホームページ作成への補助

募集期間 5月8日（月）から6月16日（金）まで  
初めてホームページの作成をする中小業者に吹田市が補助を行っています。市に登録されている市内業者に委託して、初めてホームページを作成する事業者には、外部委託費の2分の1以内で最高5万円が補助されます。市が行うホームページ活用セミナーへの参加が条件となります。※詳しくは民商事事務局にお尋ねください。

#### 記帳講習会 第1回 5月9日（火） 昼2時

インボイス制度の導入など税金をめぐる情勢を学習し、記帳の重要性を確認してから、記帳の基本を学びます。

#### 弥生会計講習会 第2回 5月16日（火） 昼2時

#### 第3回 5月23日（火） 昼2時

第2回目と第3回目は「弥生会計」を使つてのパソコン記帳の講習を2回シリーズで行います。弥生会計講習会にご希望の方も必ず記帳講習会にご参加ください。

アベ政治を  
終わらせよう!

憲法

こわすなよ!

平和と  
いのちと  
人権を!

5.3

おおさか  
総がかり集会



集会後、  
3コースに  
わかれて  
パレード

午後1時半  
文化行事  
午後2時  
集会開会

ところ

扇町公園

地下鉄堺筋線「扇町駅」2号出口すぐ、  
JR環状線「天満駅」西へ徒歩3分

主催  
5・3おおさか総がかり集会実行委員会

連絡先  
大阪憲法会議・共同センター 06-6352-2923  
戦争をさせない1000人委員会 06-6351-0793  
市民共同オフィスSORA 06-7777-4935

とき

2017年  
5月3日  
〔水・憲法記念日〕

カンパにご協力ください▶ 郵便振替 00910-4-331584 「平和憲法パレードの会」